

平成 24 年 11 月 28 日

## 公立大学の設置プロセスと質保証の課題について（コメント）

公立大学協会

会長 奥野武俊（大阪府立大学長）

このほど、平成 25 年度の大学設置認可結果の公表の際に文部科学大臣から出された問題提起を受けて、政府は大学設置認可の見直しに関する検討委員会を発足させました。発表された検討委員会メンバーを見ますと公立大学に特有な課題について詳しい委員が不在であると思われるため、公立大学の設置に至る固有のプロセス、大学の質保証をめぐる課題の所在、さらに質保証に重要な役割を果たす評価に関する公立大学協会の取組み等について、その要点を以下に述べます。

### 1 公立大学の設置プロセス

現在、公立大学は 82 校ありますが、その中の 20 校は設置基準が準則化された平成 15 年以降に新規設置、複数の大学の統合、短大の改組などにより誕生しました。また、学校法人が運営していた私立大学を公立大学法人に設置者変更し、公立大学とした例も 4 校あります。

公立大学の設置は、当然のことながら地方公共団体が行うこととなり、自治体の行政計画や将来計画に従って進められますので、地域社会の強い要請が前提となり、設置準備はこの点から開始されることとなります。したがって、設置すべき当該大学（教育分野）の教育需要が十分あるかどうか、あるいは育成すべき人材像が時代の要請を反映したものであるか、さらに設置後の大学が地域社会の要請に応えるものであるかなどについても、設置準備を進める当事者だけでなく、自治体担当部局で入念に調査されることとなります。また、これらの経過は必ず地方自治体の議会においてその妥当性が審議され、自治体の財政状況については総務省の審査を経る必要があります。これらは公立大学にのみに必要な設置のプロセスとなっています。

つまり、文部科学省だけでなく、様々な機関による厳しい審査を経たうえで設置認可申請をすることになっている訳です。この点は、国立大学や私立大学には無いプロセスであることを指摘しておきます。

### 2 公立大学の質保証の課題（説明責任・評価・ガバナンス）

公立大学の基本的な機能は、当然のことながら国・私立大学と大きく変わりませんが、特色のひとつは、地域を発展させるために、地方自治体自らが税金を投入して設置する大学であることです。その特色を発揮する方法は、地方自治体の考え方に左右され、大学のあり方や運営状況についても具体的な指摘がなされます。議会や首長は定期的な選挙によって民意の選択を受けるわけですから、公立大学も同じように民意によって常にそのあり方が問われていることとなり、その質保証の課題

にもいくつか特徴が挙げられます。

まず説明責任については、公立大学は、「社会に必要とされる存在であることを自ら説明する必要がある」という問題意識を早くから持ってきました。これは、公立大学を対象とした国の補助金が平成 15 年度をもって廃止されており、全面的な経済支援を受けている自治体や、納税者である地域社会に対し、あらゆる機会を捉えて大学の存在意義に関する説明責任を果たす必要があると考えているからです。公立大学が大学の教育情報の公表について積極に取り組み、大学運営の透明性を確保しているのは、このような姿勢によるものです。

次に、“評価”に関しても、特有の仕組みが埋め込まれていることを述べたいと思います。公立大学の評価は、まず設置自治体から受けることになり、議会等において税投入の妥当性や、それにふさわしい地域への貢献があるか等について厳しい評価を受けます。当然のことながら学校教育法に定められている“認証評価”も受けることとなります。加えて、公立大学法人の場合は地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度及び 6 年の目標期間に、いわゆる“法人評価”も受けます。公立大学では、教育と大学経営全般について、自治体毎に設置された評価委員会から、それぞれの評価方針によって厳しい評価を受ける仕組みとなっており、公立大学の質保証のために、きわめて真剣に取り組まれています。

もう一点重要な特徴が、大学ガバナンスに存在します。国立大学が全国一斉に法人化したのに対して、公立大学は設置自治体の判断で、それぞれのタイミングで工夫を凝らしながら法人化を進めました。その際には、大学のガバナンスのあり方を含め、独自の大学改革が、学長の強いリーダーシップによって果敢に取り組みされました。その結果、例えば理事長・学長の分離、一法人複数大学など、多様な体制や形態が生まれ、設置自治体との厳しい折衝を経て、大学運営の効率化が行われており、いわば“足腰の強い大学”が実現されつつあると考えています。

### 3 評価に関する公立大学協会の取組み

最後に、公立大学協会では、大学の機能を充実させ、質を保証するために重要な“認証評価”と“法人評価”について、公立大学という特徴を生かすための仕組みの検討を開始していることに触れます。これは、公立大学が国の高等教育政策の方向性を踏まえながらも、国の予算配分による大学改革の誘導がないために、設置自治体と評価を通じた対話を重ねながら、自ら進む道は自ら定めていく必要があると考えているからです。

近いうちに、我々の検討結果を示し、その評価を生かす具体的な方策について、政府や各評価機関から支援が行われるよう要請したいと考えています。

(以上)